昭和二十九年建設省令第三十五号 建設機械抵当法施行規則

施するため、 条第三項及び第十二条の規定に基き、並びに建設 百九十四号)第四条第一項、第八条第一項、第九 設機械抵当法施行令 (昭和二十九年政令第1 (昭和二十九年法律第九十七号)を実 建設機械抵当法施行規則を次のよう 3

(申請書の提出)

提出しなければならない。 設機械が所在する地を管轄する都道府県知事に た建設業者にあつては打刻又は検認の際当該建 は国土交通大臣に、 国土交通大臣の許可を受けた建設業者にあつて う。)第四条に規定する申請書及びその副本は、 建設機械抵当法施行令(以下「令」とい 都道府県知事の許可を受け 2

(申請書の様式)

第二条 令第四条に規定する申請書は、 第一号により作成しなければならない。 (建設機械の仕様) 別記様式 3

国土交通省令で定める仕様は、別表第一のとお第二条の二 令第四条第一項第一号イに規定する

第二に定める位置に、別記様式第二号により行第三条 令第八条第一項に規定する打刻は、別表 の番号は、同一暦年中においては、重複してはわなければならない。この場合において、打刻 りとする。 (打刻の記号の様式及び打刻の位置)

(建設機械打刻証明書等の様式)

ならない。

第四条 れぞれ別記様式第三号及び第四号のとおりとす 明書及び建設機械打刻検認証明書の様式は、そ 臣又は都道府県知事が交付する建設機械打刻証 令第九条第一項の規定により国土交通大

(変更等の届出)

第五条 令第十二条第一項第一号に該当する場合 を届け出なければならない。 別記様式第五号により、 次に掲げる事項

変更事項及びその内容

変更の原因

変更の年月日

2 令第十二条第一項第二号に該当する場合に 届け出なければならない。 は、別記様式第六号により、 次に掲げる事項を

型式及び当該建設機械に打刻された記号 滅失し、又は解体された建設機械の名称、

する。

この省令は、

昭和四十八年六月一日

滅失又は解体の年月日 滅失又は解体の事由

届出当時の当該建設機械の状態

及び年月日等を届け出なければならない。 した者は、別記様式第七号により、取得の原因 令第十二条第二項に規定する建設機械を取得

則

(施行期日)

1 和二十九年十一月十四日)から施行する。 (申請書の提出) この省令は、建設機械抵当法の施行の日 (昭

の際当該建設機械が所在する地を管轄する都道 間、第一条の規定にかかわらず、打刻又は検認 又は検認の申請をしようとする者は、当分の 府県知事に申請書を提出しなければならない。 (建設機械打刻証明書等の様式の準用) 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で打刻

に準用する。 書又は建設機械打刻検認証明書を交付する場合 提出を受けた都道府県知事が建設機械打刻証明 第四条の規定は、前項の規定により申請書の

第三六号) 則 (昭和二九年一二月六日建設省令

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和三三年一二月二五日建設省

する。 この省令は、昭和三十四年一月一日から施行

令第三四号)

第二四号) (昭和四〇年七月二〇日建設省令

この省令は、 昭和四十年八月一日から施行す

第 附一号) (昭和四七年一月一八日建設省令 抄

(施行期日)

1

(昭和四十七年四月一日) から施行する。(昭和四十六年法律第三十一号) の施行の日 この省令は、建設業法の一部を改正する法律 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による

取り繕って使用することができる。改正前の様式による用紙は、当分の間、

これを

1

2

自重

第一六号) (昭和四七年五月一一日建設省令

十五日) 廃に関する法律の施行の日 この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法会 から施行する。 (昭和四十七年

——号) 則 (昭和四八年六月一日建設学

附 則 (平成元年三月二七日建設省令第

この省令は、公布の日から施行する。

四号) 附 則 抄 (平成六年二月二三日建設省令第

(施行期日)

2 (経過措置) この省令は、 公布の日から施行する。

る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に 規則に規定する様式による書面は、平成六年三 関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行 浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係 用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、 区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占 設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、 建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、 月三十一日までの間は、これを使用することが できる。 この省令による改正前の建設業法施行規

令第四一号) 則 (平成一二年一一月二〇日建設省 抄

(施行期日)

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日(平この省令は、内閣法の一部を改正する法律

第一号) 則 (令和元年五月七日国土交通省令

この省令は、公布の日から施行する。

省令第九八号) (令和二年一二月二三日国土交通

(施行期日)

1 る。 (経過措置) この省令は、 令和三年一月 日 から施行す

別表第一

Ļ								
ā 省	種類		名	称		仕様	18.	
	1	掘削	<u>則</u> シ	3	べ	1	走行装置の型式	4
五 に 月 に	機械		ル	系	掘	2	動方式	幾 <i>-</i>
-			削	機		3	操作方式	
令第			連	差続	式	1	称掘	
			バ		ツ	2	ケット	
施行			7	掘	削	3	行装置の	
			機	175%				

2 1事用機ち機及の基礎くい打 1 種類

械 - 機 が く い 抜 を 機 及 2

起

抜き機 振力 3 やぐらの型式

1 · ラ<u>ウ</u> ポ 2 公称吐出量 常用吐出圧力

3

プランジャーの数 縦型又は横型の別

ド 2 及び数 ミキサーの公称混練容量 やぐらの高さ 走行装置の型式

大口径

掘削機 1] ガクリューの直径 ス 使用できる最大のオーガー 2 削深さ 定置式又は可搬式の別 公称最大掘削直径及び種類 掘

工続地 用壁 下 施連 公称掘削 幅及び掘削深さ

クター類 3 トラ 1 -ザー ル ラ ク 2 2 1 自重 自重 伝動方式 走行装置の型式 走行装置の型式

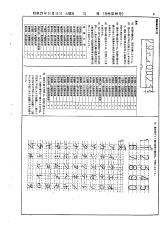
ラク つては、その型式 リッパーを有するもの 操作方式 伝動方式 バケットの公称容量

運 搬 ス ク ヨベ 機関車 ル] 3 3 2 2 車軸数 自重 種類 伝動方式 自走式又は被牽引式の別 操作方式 走行装置の型式 公称積載容量

									_																															_		
						械	ン	ボ																														ħ	幾頃走重	3		
	式	3	ヤ ン 2	ル1	にあつ	シン 3 給	ングマ2	ボ	タ 1 2	^	: 3	3 2		及 71	するま	つてはその	0 6	製造番1	製造	5 ウイ	4 *	3	さ	<u>レ</u> 2	l ブ 1 小	又は	数及び	5 *	4 ~	ン 3 ±	ク レ 2 小:	デリッ1		3	あつ	レ 	1	3	レシーンク2 1	運搬車	5	4 計
間		用す、		重	ては	水ポンプ	の推進方	重	公称積載荷重			1カデビー	参嗣)女 公称巻上け能力		あってはその高	はその高さ、移動塔を有	で有するものに	-	並びに製造年月又	ッインチの巻胴の数及び	け方式	函動方式		主索の種類、直径及び長	公称つり上げ能力	垣番号	5製造者名並びに製造年	け機の型式、巻胴	ノームの長さ	支柱の長さ	ム称つり上げ能力		ノームの長さ		の型式	定行装置を有するものに	阻门	伝動方式	2行装置の型式	権重量	遺動] 間
	†	幾点	•																					機械	• 締	8											ネル機械	7 ト				
4 3	2	ク ク ラ ツ 1 :	ダ : 	フ イ 1	ラー	振動口] 3 自	ロ ラ 2 E	タイヤ1 自	別.] 3		 	ダー	プ レ 3	ト 2	アグリ1 白	にあつ	2 締	ザあつ	タ ビ 1	5	4 伝	ー ダ 1 3	 グ レ 2	モータ1	2	り 積 1	4	3	掘進	 ル 1	3	掘 進 2	ネ 1	2	進	て 坑 1	ル 	カロー21	あっ	
伝動方式 自重	7称番号	7	大共合于去	(合能力			走	圧幅	重		カ	圧幅	重		し		重	つては、その型式	x	は、その型式	を有するも	カリファイヤーの有無		イールベース	の全		の型式	(/) I	\overline{a}	ーの有無・	械式又は		カッターの型式		1称最大掘削直径	削能力		4称最大掘削直径及び掘	ナ も ん	ことして	ぱ	7.タンクを有するものに
										•			装機械					•								•												ト 、機	ン 1 ク C リ		•	
型 8	7	6	5	4	称輪	9	ンル	ア ル ト 2		5	ッ シ も	/ 1 / =	アルト 2	スフ	1	 タ 2	アジテ1	4	プレー3	リ 	コ ン ク 1	5	4	プ 3	<u>ኑ</u>		傾晍	ミキサ 3	ト 2		<u>及</u> び	5	4	•	プラン3	 -	ク	輸送機 3	ートセ シ え 2 1	: シ	・オッ	另
ルト溶解が	- ふるい分け装置の型式	は定置式の	かんり 容	ドライヤーの寸法		ホットエレベーターの公	%輸送能力	工	称混合能力	上け装置	きならし	行装置の型式	仕上げ幅	自重		軌間	積載容量	輸送管の直径	自重	貯蔵そうの容量	公称打設能力	プランジャーの数	ホッパーの容量	吐出管の直径	自重	公称排送能力	方式	いにあっ	娰	公称混	数	ミキサーの公称混練容量	計量装置の		供給装置の種類及び供給	w	公称混練能力	輸送管の直径	公弥喻送能力	ded tray	伝動方式	. 利类
																								舶	2																	
	船 3	キサ公称	ト 2	コ ン ク 1	5	4	3	2	くい 打 1	- 号	₩ 名 並	7			2		4		2			4	3	せつ船 2	船しゆん1.		 <u>バ</u> 3	ト 2	コ ン ク 1	ダー4		ト 2		5	4	3	ト 2	コ ン ク 1		ァル カト 2	/ ス · フ 1	,
船体の長さ、幅及び深さ	材ホッパーの	練容量	コンクリートミキサー	名	らの	体の長さ、幅及び	船又は木船の別	ンマーの公			てに 製造年月 又に	ボニ製造三 引くた	船体の長さ 幅及ひ深さ	又は木船の別	つり上げ	;	の長さ、幅	船又は木船の別	石錘の公称重	ナハ	体の長	船又は木船の	公称能力	種類	船名		運搬用ブームの長さ	走行装置の型式		敷きならし装置の型式	走行装置の有無	敷きならし幅		ピング	機の型式及び	装置の	仕上げ幅	自重		かんの型式	かんの容量	1000円元

1 1 3 1 1 1 1 1 1 1
1 種類 ファイヤーの別 カット・ ウオッシャーにあつては、ドラムウオ クリートプラントの供給装置にあっては、カットオフゲート、エプロンスはクラッシャーであり別 カリーコンクリートプラントの供給表式 でしゆんせつ船、ディスクリートプラントの供給表面では、アーブルクトード式、ジーゼルを関連結式、ジーゼルが大学の別 等の別 等の別 等の別 等の別 等の別 等の別 をとりリートプライへルト型等の別 が カットオフグート、エプロンフルが、アーブルクレーンの接上げ方式 リジャーカンクリートプライへルト型等の別 大 ケーブルクレーンの要上げ方式、ワード世、ス、手動式等の別 を
機械
1

		
1 3		械 1 1
そ の 他	<u>角</u> 白 上	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
発動 発電 機 ン ドポン に 縮機	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	トコ ダトコ シトコ トア トア シトア ア トコ トコ トコ トス カジ
フレームの側面 アレームの側面 ポンプケーシングの 関面 ロームの側面 オンプケーシングの ではファームの側面 アレームの側面 アレームの側面 アレームの側面 アレームの側面 アレームの側面 アレームの側面 アレームの側面 アレームの側面 アレームの側面	世面 面面名表示の側面 フレームの側面 フレームの側面 フレームの側面 フレームの側面 フレームの側面 ツド のベッド のベッド のベッド の隣 がアチのベッド の際 に の際 ののベッド ののベッド のの のの のが、ッド のの のが、ッド のの のの のが、っ のの のが、っ のが、。 のが、。 のが、。 のが、。 のが、。 のが、。 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	主 フレームの側面 コレームの側面 回面
		N



別記様式第三号〔第4条〕	建設機械	印刻証明書		(用紙A4)
	AE HA 194 194 1	0 %) ML 91 M	証 明交付番	書打紅第
折有者の氏名又は名称		所 有 者 の 住 所 又 は 主たる事務所の所在地		
建設機械の名称		型式		
		製 造 者 名		
		製 造 年 月		
ft:		製 造 番 号		
16		種類及び定格出力原		
様		が 製造者名 動		
tik .		製造年月機		
		恢 製 造 番 号		
		自動車登録番号		
丁刻した記号		打刻の年月日	平成	手 月 日
上記のとおり証明する。				
平成 年 月 日		国土交通大	臣	ÉD

別紀様式第四号〔第4条〕	建設機械打象	<u> </u>	(用紙A 4)
	742 844 844 877 77		証 明 書 交 付 番 号
所有者の氏名又は名称		所 有 者 の 住 所 又 は 主たる事務所の所在地	12.11
建設機械の名称		型式	
		製 造 者 名	
		製造年月	
仕		製 造 番 号	
		種類及び定格出力原	
様		製造者名動	
		製 造 年 月	
		製 造 番 号	
		自動車登録番号	
検認した記号		検認の年月日	平成 年 月 日
上記のとおり証明する。			
平成 年 月 日		国土交通大知	臣 印事

ე
(略) 別記様式第九号 (略) 別記様式第六号
略 nn 略 nn 略 nn 記 略 記 略 記
様様様
式式式
第第第
7 7 7